

## 津久見市奨学生募集要項（大学生等の貸与分）

津久見市では、平成〇〇年度の奨学生を下記の通り募集します。

### 1. 応募資格 下記の条件をすべて満たす者。

- (1) 本人又は保護者（本人が 20 歳未満のときに限る。）が津久見市の住民であって、奨学資金の貸与期間中引き続き住民であると見込める者
- (2) 短期大学、大学及び高等専門学校並びに保健師、看護師、准看護師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士及び社会福祉士を養成する学校又は養成所に在学中の者（進学予定の者を含む）
- (3) 心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

### 2. 貸与の区分、期間及び金額等

- (1) 短期大学及び大学（一般） 毎月 3 万円  
ただし、他の奨学資金を受けている者は  
毎月 1 万 5,000 円
- (2) 高等専門学校  
第 4 学年及び第 5 学年 毎月 3 万円  
ただし、他の奨学資金を受けている者は  
毎月 1 万 5,000 円
- (3) 大学等で  
小学校教員、中学校教員、保健師、看護師、言語聴覚士、  
理学療法士、作業療法士、社会福祉士志望の者  
(以下、教員志望等の者とする。※1)  
毎月 3 万円
- (4) 専門学校等で  
准看護師志望の者 毎月 2 万円

いずれの場合（(1)～(4)）も、貸与する期間は平成〇〇年 4 月から在学する学校の正規の最短修業期間とします。

ただし、学業成績が著しく低下した場合などで、奨学資金の貸与を一時停止し、又は廃止する場合があります。

### 3. 申込期限

平成〇〇年 3 月 31 日

### 4. 申込手続き

希望者は、別紙 1「申込書及び関係書類の提出にあたっての留意事項」を確認の上、次の書類を教育委員会管理課宛に提出して下さい。

なお、必要書類は教育委員会管理課でお渡しします。

- (1) 奨学資金贈貸与申込書
- (2) 推薦書
- (3) 誓約書
- (4) 本人又は保護者の収入を証明する書類(主たる家計支持者のもの。  
「同意書」を提出していただければ、提出の必要はありません。(別紙1参照))
- (5) 家族全員の住民票の写し
- (6) 学業成績証明書(最終学年の証明書)

※ 前記(1)～(6)のほか、入学後に在学証明書を提出していただきます。(4月中旬の指定する日までに教育委員会管理課へ提出してください。)

## 5. 奨学生の選考について

選考要領に沿って、予算の範囲内で、奨学生選考委員会により決定を行ないます。

## 6. 奨学生の決定

6月中旬に本人宛に通知をします。

## 7. 奨学金の振込み

奨学金は、奨学生本人名義の銀行口座に、原則として4月・7月・10月・1月の年4回に分けて振り込みます。

なお、新規の方の初回の振込み(4月～6月分)は、6月下旬の予定です。

## 8. 奨学資金の返還

貸与期間の終了した月の翌月から起算して、1年を経過した後から年賦または半年賦、若しくは月賦での返還となります。

### (1) 返還期間

短期大学生、高等専門学校第4学年及び第5学年の奨学資金を受けた者

・・・・・・・・6年以内

上記以外の者

・・・・・・・・12年以内

ただし、教員志望者には、採用されるまで等の期間、また准看護師又は看護師志望者には、免許の取得後更に看護師又は保健師の免許を取得しようとする期間に対し、返還の猶予の特例があります。

また、疾病その他やむを得ない事情のため、返還が困難等と認めるときは、願い出によって猶予等する場合があります。

### (2) 返還の免除の特例

卒業(資格取得)後、市内に住み、市内に勤務する教員志望者等(※1)及び准看護師志望の者について、一定の条件を満たせば返還金額の一部免除の特例があります。詳細については、お問い合わせ

ください。

(3) 奨学資金借用証書

貸与が終了したときは、奨学資金借用証書を提出しなければなりません。その際、連帯保証人 2 名が必要となります。1 名は父母兄弟等の保護者とし、他の 1 名は世帯を別にして独立して生計を立てている大分県内在住の 2 親等以外の人（おじ・おば・知人等）を選定してください。なお、未成年者等保証能力のない人は認められません。原則として、65 歳以上の方は避けてください。

※借用証書の提出時に、世帯外の連帯保証人が 1 名必要となりますので、申し込み時に必ず確認をお願いします。